

2014.9.3.

「意見書」 子育て支援員（仮称）の研修制度における利用者支援事業について

関西学院大学

橋本真紀

## 1. 「子育て支援員（仮称）」に利用者支援事業専任職員を位置付けることについて

第 1 回の検討会で確認されたように、「子育て支援員（仮称）」に位置付けられる他の事業の従事者に求められる役割は、主として保育補助であり、「子育て支援員（仮称）」の研修は保育補助者の養成を目指すものである。一方で、利用者支援事業は「教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業」であり実施要綱において「専任職員の配置」が規定されている。専任職員の役割は、利用者と資源、また資源間のコーディネートであり、かつその機能はソーシャルワークといえる。「子育て支援員（仮称）」に位置付けられる他事業従事者と利用者支援事業の従事者の役割と機能が異なることは明確であり、機能の違いが共通研修の検討にも影響すると考えられる。そのため、利用者支援事業を調査検討としてきた委員としては、子育て支援員（仮称）に利用者支援事業を位置付けることを了解はできない。

ただし、「子育て支援員（仮称）」を保育補助よりも広く捉え、保育補助や地域子育て支援等の「子育て支援」に関わる人々の「ゆるやかな」総称とし、同じ「子育て支援員（仮称）」であっても事業ごとに発揮される機能や必要とされる知識や技術とそのレベルを担保し、機能の違いや幅を周知徹底するのであれば、この枠組みを活用することは不可能ではないと考える。つまり、「子育て支援員（仮称）」には、保育補助的な職員から保育士資格等を有していないハイスキルな子育て支援者も含まれるということになる。その条件としては、基礎研修は共有しつつも各事業によって従事要件、養成システムを構築し必要な機能の発揮を担保すること、その上で、特に利用者支援事業が保育補助レベルの研修等で担えるというような誤解を招かないよう、利用者支援事業の機能について地方自治体等に周知徹底することを求めたい。

## 2. 利用者支援事業専任職員を子育て支援員（仮称）に位置付ける条件について

具体的な内容は、地域子育て支援 WT で検討を行うが、2013 年度の検討を踏まえれば下記が考えられる。

- ・利用者支援事業基本型は、「専門研修」の受講条件として資格要件もしくは実務経験を必須とする。
- ・保育士、社会福祉士等の有資格者は、「共通研修」を受講せず「専門研修」を受講して利用者支援事業を担うことも可能とする。ただし、「専門研修」の受講は、有資格者を含め従事要件とする。
- ・子育て支援員（仮称）の共通研修の受講者が、利用者支援事業基本型を担うためには、「共通研修」の事前、もしくは事後の実務経験（地域子育て支援の実務経験）を求める。
- ・利用者支援事業が子育て支援員（仮称）に含まれることで、保育補助者の知識や技術のみで機能するかのような誤解を招かないよう、資料の関連箇所に必要事項を明確に記載する。
- ・例えば、「子育て支援員（仮称）」の創設について（研修体系イメージ）の利用者支援事業基本型「地域子育て支援コース A」は、昨年度の検討においても 16 時間～20 時間で検討されており、他保育補助者の研修よりも内容の専門レベルが高いことを図に反映する。専門研修科目案②も時間数を変更。

以上